

千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設及び一時預かり事業実施施設を設置する法人においてICT化を推進し、保育士等の業務負担の軽減を図るため、ICT化推進のための保育業務支援システム（以下「保育業務支援システム」という。）の導入及び外国籍児童の保護者とのやりとりに係る言語の通訳、翻訳等のための機器（以下「多言語翻訳機」といい、保育業務支援システムと合わせ「保育業務支援システム等」という。）の購入に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 保育所 国及び地方公共団体以外の者が運営する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (3) 地域型保育事業所 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (4) 認可外保育施設 法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書の交付を受けている千葉市内に所在する施設をいう。
- (5) 一時預かり事業実施施設 千葉県一時預かり事業実施要綱第3条第2項の規定による認定を受けている施設をいう。
- (6) 保育所等 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設及び一時預かり事業実施施設を運営する者（以下「補助事業者」という。）とする。

(事業の内容等)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）の内容は次のとおりとする。

- (1) 保育所等における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入
補助金交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）が保育士の業務負担を軽減するため、保育業務支援システムを導入するために要した初期費用の一部を補助する。
- (2) 多言語翻訳機の購入
外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための

初期費用の一部を補助する。

(3) 認可外保育施設における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入

補助対象施設が保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、保育業務支援システムを導入するために要した初期費用の一部を補助する。

(4) 一時預かり事業の業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入

利用希望者の利用手続の負担軽減や一時預かり事業実施施設の業務負担軽減及び安定的な運営を確保するため、保育業務支援システムを導入するために要した初期費用の一部を補助する。

2 補助対象施設は次に掲げる施設とする。

(1) 保育所等における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入

第2条第1号から第3号までの施設

(2) 多言語翻訳機の購入

第2条第1号から第3号までの施設

(3) 認可外保育施設における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入

第2条第4号の施設

(4) 一時預かり事業の業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入

第2条第5号の施設

3 市長は、第2条第1号から第3号に掲げる施設について、本市が翌年度開設予定の整備事業予定者として決定した施設を補助対象施設とすることができる。

また、翌年度開設予定の整備事業予定者として決定した施設が、一時預かり事業の実施を予定している場合は、第2条第5号に掲げる施設として補助対象施設とすることができる。

(補助事業の要件)

第5条 補助金は、当該年度内に導入を完了し、かつ支払いを完了する事業を対象として交付するものとする。

2 導入する保育業務支援システム等は、別表1に掲げる補助要件を満たすこと。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

なお、保育業務支援システムの導入に当たって、最低限必要となる備品等の購入等を含めても差し支えない。また、多言語翻訳機の購入に当たって、最低限必要となる保証費用等を含めても差し支えない。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額又は別表1に定める補助基準額のいずれか低い額に4分の3を乗じて得た額とする。

なお、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。

2 補助金の交付額の総額は、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金を活用した事業を実施しようとする補助事業者は、補助対象施設ごとに次に掲げる書類

を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 千葉県保育所等におけるICT化推進費算出内訳書
- (3) 保育業務支援システム等導入計画書
- (4) 保育業務支援システム等の見積書
- (5) 保育業務支援システム等の見積書の内訳明細書
- (6) 保育業務支援システム等に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料

（交付の条件）

第9条 補助金規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第10条 市長は前条に掲げる書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合には、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知することとする。

2 市長は前条に掲げる書類を審査し、適当と認められない場合には、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知することとする。

（変更申請）

第11条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、第8条に係る交付申請の内容を変更する場合には、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金変更交付申請書（様式第4号）により、変更申請を行わなければならない。

（変更決定）

第12条 市長は、前条の変更申請を受けた場合は、補助事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知することとする。

2 市長は前条の変更申請が不相当と認めたときは、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、申請者へ通知することとする。

（事業の廃止又は中止）

第13条 事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

2 前項の協議が整ったときは、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金廃止（中止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金廃止（中止）承認通知書（様式第8号）により、申請者へ通知することとする。

（事故報告）

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に対して書面により適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第15条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了、廃止（中止）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助対象施設ごとに、千葉市保育所等におけるICT化推進事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げるすべての書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

（1）対象経費の領収書の写し又は事業者に対し対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「領収書等」という。）

（2）導入された保育業務支援システム等の仕様等が確認できる資料

（3）納品書

2 前項に定める領収書等については、次の事項が掲載されていること。また、領収書等に訂正がある場合、事業者の訂正印のないものは無効である。

（1）事業者の名称

（2）支払者名

（3）領収額

（4）領収額の内訳

（5）領収日

（6）領収印

（額の確定通知）

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合で、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者に対し、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、通知することとする。

（補助金交付の請求）

第18条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、速やかに千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出することとする。

（概算払）

第19条 市長が補助事業遂行のために必要と認める場合で、各四半期終了後7日以内に、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金分割払い請求書（様式第12号）に必要な書類を添えて、市長へ提出し、事業実施内容が確認されたときは、事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（決定の取消）

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

（2）補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は前項の規定により、交付決定を取り消したときは、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、通知することとする。

（補助金の返還）

第21条 補助金規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金返還命令書（様式第14号）による。

（維持管理）

第22条 保育業務支援システム等の導入から原則5年間は、当該保育業務支援システム等を適切に維持管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第23条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

4 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

5 補助事業者は補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかななければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(予算措置)

第24条 本事業は、国の補助事業を利用し実施するため、国の補助事業が縮小、中止、又は廃止になった場合は、本事業の縮小、中止又は廃止となる場合がある。

(補則)

第25条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1

対象事業	補助要件	補助対象経費	補助基準額
保育所等における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入	<p>導入する保育業務支援システムは、次に掲げる全ての機能を有すること。なお、システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。</p> <p>(1) 保育に関する計画・記録に関する機能 (2) 園児の登園及び降園の管理に関する機能 (3) 保護者との連絡に関する機能</p>	保育業務支援システムの導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及びその消費税及び地方消費税のうち、市長が適当と認めるもの	1施設当たり 100万円
多言語翻訳機の購入		多言語翻訳機の導入に要する購入費及びその消費税のうち、市長が適当と認めるもの	1施設当たり 15万円
認可外保育施設における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入	<p>導入する保育業務支援システムは、次に掲げる機能を有すること。なお、システムの導入に当たっては、これらの機能に加え、園児の登園及び降園の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士及び保育に従事する者の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。</p> <p>(1) 保育に関する計画・記録に関する機能</p>	保育業務支援システムの導入に要する購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及びその消費税及び地方消費税のうち、市長が適当と認めるもの	1施設当たり 20万円
一時預かり事業の業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入	<p>導入する保育業務支援システムは、次に掲げる全ての機能を有すること。</p> <p>(1) 空き状況をリアルタイムで表示できる機能 (2) 利用希望者がオンラインで予約、キャンセル手続が出来る機能 (3) 自動リマインド機能 (4) キャンセル待ちの自動繰上げ機能</p>		1施設当たり 100万円

千葉県保育所等における ICT 化推進事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉県長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

園名

印

千葉県保育所等における ICT 化推進事業補助金の交付を受けたいので、千葉県保育所等における ICT 化推進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

金

円

(1) 保育所等における業務の ICT 化を行うための保育業務支援システムの導入	金	円
(2) 多言語翻訳機の購入	金	円
(3) 認可外保育施設における業務の ICT 化を行うための保育業務支援システムの導入	金	円
(4) 一時預かり事業の業務の ICT 化を行うための保育業務支援システムの導入	金	円
合計	金	円
2 事業完了予定日	年	月 日
3 添付書類	(1) 千葉県保育所等における ICT 化推進費算出内訳書 (2) 保育業務支援システム等導入計画書 (3) 保育業務支援システム等の見積書 (4) 保育業務支援システム等の見積書の内訳明細書 (5) 保育業務支援システム等に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料(仕様書等)	

千葉県保育所等におけるICT化推進費算出内訳書

園名 _____

対象事業	(ア)導入に要する経費の総額	(イ)(ア)のうち補助対象経費	(ウ)要補助額 ※(イ)の4分の3の額。 千円未満は切捨。
保育所等における業務のICT化を行うための 保育業務支援システムの導入	円	円	円
多言語翻訳機の購入	円	円	円
認可外保育施設における業務のICT化を行うための 保育業務支援システムの導入	円	円	円
一時預かり事業の業務のICT化を行うための 保育業務支援システムの導入	円	円	円
合計	円	円	円

様式第2号

千葉市指令こ幼運第 号
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様
(園名)

千葉市長 印

千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金については、下記のとおり決定したので、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法
- 3 交付条件 (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

千葉市指令こ幼運第 号
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様
(園名)

千葉市長 印

千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県保育所等における ICT 化推進事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉県 市長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

園 名

印

年 月 日付千葉県指令こ幼運第 号により、交付決定された補助金について、下記のとおり事業内容の変更をしたいので、千葉県保育所等における ICT 化推進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、申請します。

記

1 変更交付申請額

金

円

対 象 事 業	変更前交付決定額	変更後補助金所要額	差引所要額
(1) 保育所等における業務の ICT 化を行うための保育業務支援システムの導入	円	円	円
(2) 多言語翻訳機の購入	円	円	円
(3) 認可外保育施設における業務の ICT 化を行うための保育業務支援システムの導入	円	円	円
(4) 一時預かり事業の業務の ICT 化を行うための保育業務支援システムの導入	円	円	円
合 計	円	円	円
2 変更内容及びその理由			
3 添付書類	(1) 変更申請額が変更となる積算根拠書類 (2) その他市長が必要と認める書類		

千葉県保育所等におけるICT化推進費算出内訳書

園名 _____

対象事業	(ア)導入に要する経費の総額	(イ)(ア)のうち補助対象経費	(ウ)要補助額 ※(イ)の4分の3の額。 千円未満は切捨。
保育所等における業務のICT化を行うための 保育業務支援システムの導入	円	円	円
多言語翻訳機の購入	円	円	円
認可外保育施設における業務のICT化を行うための 保育業務支援システムの導入	円	円	円
一時預かり事業の業務のICT化を行うための 保育業務支援システムの導入	円	円	円
合計	円	円	円

様式第5号

千葉市指令こ幼運第 号
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様
(園名)

千葉市長 印

千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付千葉市指令こ幼運第 号で交付決定通知し、年 月 日付で補助金変更申請のありました、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金について、下記のとおり交付決定の変更をしたので、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 支払方法
- 3 交付条件 (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第6号

千葉市指令こ幼運第 号
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様
(園名)

千葉市長 印

千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付千葉市指令こ幼運第 号で交付決定通知し、年 月 日付で補助金交付決定変更申請のありました、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金について、下記のとおり不承認となりましたので、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、通知します。

記

1 変更承認しないこととした額（交付決定額） 金 円

2 理由

< 審査請求等 >

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金廃止（中止）承認申請書

（あて先）千葉県長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

印

園名（ ）

年 月 日付千葉県指令こ幼運第 号により交付決定された補助金について、事業を廃止（中止）したいので、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、事業廃止（中止）を申請します。

記

1 廃止（中止）希望日	年 月 日
2 廃止（中止）の理由	

様式第8号

千葉市指令こ幼運第 号
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様
(園名)

千葉市長 印

千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金廃止（中止）承認通知書

年 月 日付千葉市指令こ幼運第 号で交付決定通知し、年 月 日付で申請のありました、千葉市保育所等におけるICT化推進事業廃止（中止）について、下記のとおり承認となりましたので、千葉市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により、通知します。

記

1 廃止（中止）決定日	年 月 日
2 備考	

<審査請求等>

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金実績報告書

(あて先) 千葉県長

法人所在地

法人名

代表者職・氏名

園名

印

年 月 日付千葉県指令こ幼運第 号をもって交付決定のあった、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金に関する事業報告及び収支決算について、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

対象事業	交付決定額	実績額	差額
(1) 保育所等における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入	円	円	円
(2) 多言語翻訳機の購入	円	円	円
(3) 認可外保育施設における業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入	円	円	円
(4) 一時預かり事業の業務のICT化を行うための保育業務支援システムの導入	円	円	円
合計	円	円	円
事業完了日	年 月 日		
添付書類	(1) 保育業務支援システム等導入に係る経費支払書（領収書等） (2) 保育業支援システム等の納品書（備品等の購入費も補助対象経費に含む場合は、備品等の納品書も添付すること。） (3) 保育業務支援システム等に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料（仕様書等）		

千葉県保育所等におけるICT化推進費算出内訳書

園名 _____

対象事業	(ア)導入に要する経費の総額	(イ)(ア)のうち補助対象経費	(ウ)要補助額 ※(イ)の4分の3の額。 千円未満は切捨。
保育所等における業務のICT化を行うための 保育業務支援システムの導入	円	円	円
多言語翻訳機の購入	円	円	円
認可外保育施設における業務のICT化を行うための 保育業務支援システムの導入	円	円	円
一時預かり事業の業務のICT化を行うための 保育業務支援システムの導入	円	円	円
合計	円	円	円

様式第10号

千葉県達こ幼運第 号
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様
(園名)

千葉市長 印

千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉県指令こ幼運第 号で補助金の交付決定をした、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金については、年 月 日付で提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおり交付が確定しましたので、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱第17条の規定により、通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

<審査請求等>

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

印

園名 (

)

千葉県保育所等における I C T 化推進事業補助金交付請求書

年 月 日付千葉県達こ幼運第 号で交付確定を受けた、千葉県保育所等における I C T 化推進事業補助金について、千葉県保育所等における I C T 化推進事業補助金交付要綱第 1 8 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の確定額	金 円
2 補助金の既交付額	年 月 日交付 金 円
3 今回の請求額	金 円

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

印

園名 (

)

千葉県保育所等における I C T 化推進事業補助金分割払い請求書

年 月 日付千葉県指令こ幼運第 号で交付決定を受けた、千葉県保育所等における I C T 化推進事業補助金について、分割事前交付を受けたいので、千葉県保育所等における I C T 化推進事業補助金交付要綱第 1 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の決定額	金 円
2 補助金の既交付額	年 月 日交付 金 円
3 今回の請求額	金 円

様式第13号

千葉県達こ幼運第 号
年 月 日

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様
(園名)

千葉市長 印

千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉県指令こ幼運第 号で交付決定した千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すこととしたので、千葉県保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱第20条第2項の規定により、通知します。

記

1 取消日	年 月 日
2 決定を取り消した理由	
3 備考	

< 審査請求等 >

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

法人所在地

法人名

代表者職氏名 様
(園名)

千葉市長 印

千葉市保育所等における I C T 化推進事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条 第 1 項 の規定により、次のとおり返還を命じます。
第 2 項

補助金の交付決定額	金 円
補助金の既交付額	年 月 日交付 金 円
補助金の交付確定額	金 円
返還すべき金額	金 円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

< 審査請求等 >

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。